

大事な遺言書 預かります



遺言書ほかんガル

自筆証書遺言書保管制度

ご自身で書いた遺言書を法務局で保管する制度です。大切な遺言書の紛失や改ざんを防止できますので、ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たって、ぜひ本制度をご利用ください。遺言者が希望すれば、遺言者の死後、あらかじめ遺言者が指定した方に対して、遺言書を預かっていることをお知らせすることもできます。

また、相続人の方などは全国にある法務局の遺言書保管所で、遺言書情報証明書の請求や、遺言書の閲覧をすることができます。詳しくは松江地方法務局ホームページでご確認又はお近くの法務局にお問い合わせください。

【お問い合わせ】
松江地方法務局出雲支局
電話：0853-20-7732(直通)



▲松江地方法務局ホームページ



環境にもお財布にもやさしい生活にチャレンジ!!

新築の省エネ住宅等に 最大210万円補助!

島根県内で、県産木材を活用したネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)を新築し、太陽光発電設備と蓄電池をつける場合、島根県の補助金「しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金」を利用すると、最大210万円の補助金を受け取ることができます。

補助金を受けるためには、「新築戸建の専用住宅で、ZEHであること」「県産木材の供給から設計、施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店(例:「しまねの木」活用工務店など)が施工する住宅であること」「柱・土台に使用する県産木材の割合が35%以上であること」「BELS(Building-Housing Energy-efficiency Labeling System)において、『ZEH』であることを示す証書を取得すること」などの要件を満たす必要があります。

補助金についての詳しい情報や申請方法については、島根県のホームページ(下記の二次元コードにアクセス)をご確認ください。また、申請に関するご相談は、公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所(TEL 0852-67-3262)にお問い合わせください。

補助事業を活用する場合、県からの交付決定日以降に工事を開始し、原則として令和8年2月末までに工事を完了する必要があります。申請手続きは9月末までに済ませておくのがおすすめです。興味のある方はお早めにご検討ください!



▲島根県のホームページ



当日は島根県農業会議の担当者から説明を受けた後、地区ごとの打ち合わせや、タブレット(農地ナビ)操作の確認を行いました。また町の保健師から熱中症対策のお話もありました。出席した委員からは「他の地区の委員さんとも有意義な話し合いができてよかった」との声が聞かれました。

農業委員会では、7月から実施する農地パトロールに向けて、6月25日の総会終了後に「農地パトロール研修会」を開催しました。毎年農地の利用状況について現地調査を行うにあたり、業務遂行上必要な知識を習得するとともに、判断基準の共有化と統一化を図ることを目的としたものです。

農地パトロール研修会を実施しました

農業委員会からのお知らせ

団体活動のための小さな掛金大きな補償

スポーツ安全保険

スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動、レクリエーション活動などを行う4名以上のアマチュアのクラブ・サークル・グループが加入できます。



保険の詳細内容、資料の請求は、ホームページをご覧ください。

インターネットでかんたん加入
<https://www.sportsanzen.org>



公益財団法人スポーツ安全協会

障がいのため介護が必要な方等へ手当を支給します

特別児童扶養手当

月額 1級 56,800円
2級 37,830円

20歳未満の障がい児の父母等が、当該児童を監護・養育する場合(施設入所者を除く)

◆所得制限について

本人、配偶者、扶養義務者の前年の所得が制限額以上あるときは、その年の8月分から翌年7月分までの手当が支給停止となります。

特別障害者手当

月額 29,590円

20歳以上で著しく重度の障がいがあり、常時特別な介護を必要とする方(施設入所者や病院等に継続して3か月を超えて入院している方を除く)

◆所得状況届の提出について

手当を受給中の方は、毎年8月に「所得状況届」を提出してください。(用紙は8月上旬にお届けします。)

障害児福祉手当

月額 16,100円

20歳未満で重度の障がいがあり、常時介護を必要とする方(施設入所者を除く)

【お問い合わせ】 奥出雲町福祉事務所 福祉係
電話:54-2541 有線:31-5000(内線:5390)

ひとり親家庭を
支援します

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と児童のすこやかな成長を支援する

◆手当を受けられる人(支給要件)

次の要件に該当する児童を養育している父、母または父母に代わって養育している人です。

【年齢】 満18歳に達した年度の3月31日まで

なお、児童が心身に中度以上の障がいのある場合(特別児童扶養手当該当程度)は20歳未満まで

【状況】 児童が次の①～⑨のいずれかに該当していること

- ①父母が離婚している
- ②父または母が死亡している
- ③父または母が重度の障がいにある
- ④父または母の生死が不明である
- ⑤父または母が子育てを放棄している
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けている
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている
- ⑧婚姻によらないで生まれた
- ⑨棄児などで父母の存在が明らかでない

◆所得制限について

前年の所得が一定額以上あるときは、その年度(11月分から翌年の10月分まで)に手当の一部または全部が支給停止となります。

◆現況届の提出について

支給認定を受けている方は、毎年8月に「現況届」を提出してください。



◆手当額(月額)について

区分	手 当 月 額		
	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	46,690円	57,720円	68,750円
一部支給	46,680円～11,010円	57,700円～16,530円	68,720円～22,050円

※令和6年11月分から第2子以降の加算額が同額となりました。

※令和3年3月分から障害年金を受給しているひとり親家庭に「児童扶養手当」の額と「障害年金の子の加算」部分の額との差額が「児童扶養手当」として支給されるようになりました。

【お問い合わせ】 奥出雲町福祉事務所 福祉係
電話:54-2541 有線:31-5000(内線:5390)